

Actus Newsletter

仮想通貨に関する所得税の取り扱い



■仮想通貨の概要

ビットコインに代表される仮想通貨(コイン)は、2017年に大きく価値が上昇し、1年で200倍以上に価値が上がったコインなどもあり大きな利益を得た方もおられます。このような状況で、国税庁は2017年12月1日に、「仮想通貨に関する所得の計算方法等について」というFAQを公表しました。個人が仮想通貨を売却又は使用すること等により生じる利益については、原則として**公的年金等以外の雑所得**とされ、**総合課税**として所得税が課税されます。税率は**超過累進税率**が適用され、住民税率と合わせると**最高55%**での課税となります。仮想通貨の売却により所得を得られた方は確定申告が必要となりますのでご注意ください。

■仮想通貨の所得計算

雑所得の金額は、**総収入金額－必要経費**で求めます。仮想通貨の所得計算に当てはめると、**仮想通貨を円に換金等したときの収入額－その仮想通貨の円での取得価額**で求めるのが基本となります。複数にわたり仮想通貨を購入している場合の取得価額は、移動平均法によることが原則です。なお、所得金額は、円で常に認識していくことになります。仮想通貨の取引において、収入を計上すべき時期は、以下の表のとおりとなります。

取引の種類	収入計上時期	取得価額の求め方
① 仮想通貨の円への換金損益	売却した時	原則: 移動平均法
② 資産の購入による損益	資産を購入した時	例外: 総平均法(継続して適用することが要件)
③ 他の仮想通貨と交換損益	交換した時	

取引の種類に応じた所得の計算例

① 仮想通貨を円に換金した場合

保有する仮想通貨を売却(日本円に換金)した場合、その売却価額と仮想通貨の取得価額との差額が所得金額となります。

(例)100万円で購入した4BTCの価値が上がり、2BTC分を80万円で売却し、日本円に換金した。

$$800,000 \text{ 円} - (1,000,000 \text{ 円} \div 4\text{BTC}) \times 2\text{BTC} = 300,000 \text{ 円 (所得金額)}$$

【売却価額】 【1BTCあたりの取得価額】 【支払BTC】 ※BTC=ビットコイン

② 仮想通貨で商品を購入した場合

保有する仮想通貨を商品購入の際の決済に使用した場合、その使用時点での商品価額と仮想通貨の取得価額との差額が所得金額となります。

(例)100万円で購入した4BTCのうち、0.5BTCを使って155,000円のテレビを購入した。

$$155,000 \text{ 円} - (1,000,000 \text{ 円} \div 4\text{BTC}) \times 0.5\text{BTC} = 30,000 \text{ 円 (所得金額)}$$

【商品価額】 【1BTCあたりの取得価額】 【支払BTC】

③ 仮想通貨と仮想通貨の交換をした場合

保有する仮想通貨を使用して他の仮想通貨を購入する場合、その使用時点での他の仮想通貨の時価(購入価額)と保有する仮想通貨の取得価額との差額が所得金額となります。

(例)100万円で購入した4BTCのうち、0.5BTCを使って、他の仮想通貨2ETH(60万円)を購入した。

$$600,000 \text{ 円} - (1,000,000 \text{ 円} \div 4\text{BTC}) \times 0.5\text{BTC} = 475,000 \text{ 円 (所得金額)}$$

【他の仮想通貨の時価】 【1BTCあたりの取得価額】 【支払BTC】 ※ETH=イーサリアム

■損失が生じた場合の取扱い

雑所得の金額の計算上生じた損失については、他の所得と**損益通算することができません**。また、生じた**損失は翌年以降に繰り越すこともできない**ため、翌年以降の仮想通貨の利益に対して充当することもできません。なお、仮想通貨で生じた損と益は**雑所得内で通算することができます**。また、仮想通貨以外の雑所得がある場合にも、通算は可能となります。

Q1. 仮想通貨を購入してそのまま保有しているだけでも課税されますか？

- A** 保有しているだけでは、**利益は確定していない**こととなります。そのため、保有による差益を認識する必要はなく、課税はされません。

Q2. 2017年において仮想通貨の利益は15万円でした。医療費控除をとりたいため確定申告を行いますが、仮想通貨の利益については20万円以下なので申告しなくてもいいのでしょうか？

- A** 医療費控除の適用を受けるために確定申告をするのであれば、仮想通貨の利益についても**申告をする必要があります**。給与所得以外の所得が20万円以下の場合には確定申告を要しないこととなっていますが、20万円以下の所得について申告をしなくていいという規定にはなっていないからです。

Q3. 仮想通貨の所得区分は、雑所得しか考えられないのでしょうか？

- A** 仮想通貨による損益は、事業所得等の各種基因となる行為に付随して生じる場合を除き、**原則として、雑所得**に区分されることとなります。事業所得に該当するのは、事業用資産として仮想通貨を保有し、決済手段として使用している場合になります。その他、その仮想通貨の運用によって得られる収入によって生計を立てていることが客観的に明らかであるなど、その仮想通貨取引が事業として行われていると認められる場合にも、その所得区分は、事業所得となります。

Q4. 同じ仮想通貨を複数回購入した場合の取得価額の計算方法はどのようになるのでしょうか？

- A** 取得価額の計算方法は、**移動平均法**が相当ということになっておりますが、継続して適用することを条件に**総平均法**を用いても差し支えないことになっています。

	内容	メリット	デメリット
移動平均法	仮想通貨の種類ごとに、その仮想通貨の 売却直前までの平均単価を売却の都度計算 する方法	・売却の都度計算することになり、どれくらいの利益が出ているかがすぐにわかる	・計算に手間がかかる
総平均法	年間の仮想通貨の購入額と期首に保有していた仮想通貨の 総合計から平均単価を計算 する方法	・まとめて平均単価を計算するので、取得価額計算が簡便である	・1年が終了しないと、利益がいくら出たのかが正確にわからない ・ 継続適用 が要件となる

売買を頻繁に繰り返す場合、移動平均法での計算は難しくなります。購入の際には、どのコインを、いくら買ったのかをExcel等で記録し管理していくことが、正確な取得価額の把握のために必要となります。

Q5. 仮想通貨の利益を確定申告しなかった場合、どのような取扱いになるのでしょうか？

- A** 確定申告を要しないサラリーマンの方などが、仮想通貨に係る所得が20万円超発生しているのにもかかわらず、期日までに確定申告を行わなかった場合には、所得税の申告漏れに該当することとなります。申告漏れに気づき申告期限後に自主的に申告をする場合や、税務調査により無申告の指摘をされ申告する場合には、申告漏れの所得税だけでなく、罰則として、**無申告加算税**や**延滞税**が追加に課されることとなりますので注意が必要です。



アクタス 税 理 士 法 人
アクタスマネジメントサービス(株)

【 URL 】 <http://www.actus.co.jp>

【 MAIL 】 info@actus.co.jp

【赤坂】〒107-0052 東京都港区赤坂3-2-12 赤坂NOAビル6F
TEL:03-3224-8888 FAX:03-5575-3331

【立川】〒190-0012 東京都立川市曙町2-34-13 オリピック第3ビル5F
TEL:042-548-8001 FAX:042-548-8002

【荒川】〒116-0002 東京都荒川区荒川3-21-2-105
TEL:03-3802-8101 FAX:03-3805-2070

【大阪】〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-9-1 肥後橋センタービル7F
TEL:06-6449-8682 FAX:06-6449-8683